

# 県制150周年記念ツアー

12 栗原市 県北地域

## 栗駒山

### 夏山開き登山ツアー 2022

出発日

5月15日(日)

#### ツアーのポイント

- 栗駒国定公園の主峰、残雪の栗駒山にチャレンジ！いわかがみ平登山口から往復約6~7kmの行程です。
- 安心の全行程登山ガイド付き！
- 地産地消の素材を使ったお弁当、お菓子付き。
- 下山後は温泉入浴をお楽しみください！
- 当日は安全を祈願する山開きの神事も開催予定。途中でご神体を載せた御神輿と会えるかも？
- 登山の後は、栗原の特産品が集まる「山の駅くりこま」でお買い物もどうぞ！お土産もバッチリです！

募集定員

(最少催行人員12名)  
1名様より申込み可能

**20名**

旅行代金

(大人お一人様)

**11,000円**

(子供お一人様)

**11,000円**

バス会社

グリーン観光バス又は同等クラス

お問い合わせ先

一般社団法人栗原市観光物産協会  
TEL.0228-25-4166

宮城県栗原市志波姫新熊谷284-3JRくりこま高原駅内  
宮城県知事登録旅行業第3-348号 一般社団法人全国旅行業協会正会員



#### ■昼食付き / 全行程添乗員同行



※集合場所については、P24をご参照ください。

## ご旅行条件 ここに記載の無い事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、一般社団法人栗原市観光物産協会(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書(以下、「申込書」)に所定の事項を記入のうえ、当社に提出しなければなりません。
- (2)当社は電話その他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- (3)募集型企画旅行の参加に際し、特別配慮を必要とする旅行者は契約の申込時に申し出てください。この時、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (4)前項の定めるところにより申込書の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (5)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

### 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払い頂きます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日の当社が定める期日までにお支払い頂きます。集合場所までの交通費は参加者負担となります。

### 4. 旅行代金に含まれるもの

行程に明記された市内交通費、弁当代、ガイド代、添乗員代、施設利用料、消費税等諸税が含まれます。

### 5. 催行の中止

ご参加のお客様がパンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始の前日から起算してさかのぼって3日より前に連絡させていただきます。

### 6. 取消料

契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、旅行代金に対しておひとりとさまにつき下記の表に定める取消料を申し受けます。

| 区分   | 取消料         |
|--|-------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合 | 旅行代金の20%以内  |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合                  | 旅行代金の30%以内  |
| 旅行開始日の前日に解除する場合  | 旅行代金の40%以内  |
| 旅行開始当日に解除する場合  | 旅行代金の50%以内  |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合                                    | 旅行代金の100%以内 |

### 7. 旅行条件・旅行代金の基準日

この本旅行条件は、2022年2月1日を基準としています。また、旅行代金は2022年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

### 8. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

一般社団法人栗原市観光物産協会  
TEL.0228-25-4166

宮城県栗原市志波姫新熊谷284-3JRくりこま高原駅内  
宮城県知事登録旅行業第3-348号 一般社団法人全国旅行業協会正会員